

## 付 議 第 5 号

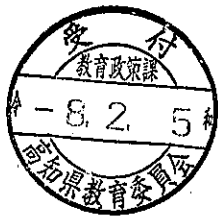
高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和8年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

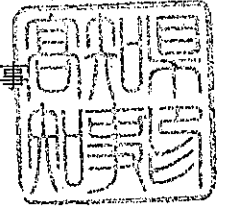
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 441 号  
令和 8 年 2 月 4 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
- 2 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
- 3 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部  
を改正する条例議案
- 4 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議  
案
- 5 令和 8 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 6 令和 8 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 7 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 8 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「900,000円」を「970,000円」に、「820,000円」を「880,000円」に、「770,000円」を「830,000円」に改める。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「104,000円」を「112,000円」に改める。

別表第1中「180,000円」を「194,000円」に、「208,000円」を「224,000円」に、「29,000円」を「31,000円」に、「25,000円」を「27,000円」に改める。

別表第2中「9,600円」を「10,300円」に、「9,000円」を「9,700円」に改める。

別表第3中「12,000円」を「12,900円」に、「240,000円」を「258,000円」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,220,000円」を「1,310,000円」に、「940,000円」を「1,010,000円」に改める。

別表第2中「610,000円」を「656,000円」に、「780,000円」を「840,000円」に改め

る。

(出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「6,000円」を「6,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を  
改正する条例議案説明

この条例は、高知県特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、高知県議会議員の議員報酬の額、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者の報酬の額、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料の額並びに出頭者、鑑定人等の報酬の額を改定しようとするものである。

新 旧 対 照 表

旧 (令和8年4月1日時点)

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（議員報酬）

（議員報酬）

第2条 議員報酬は、別表に定める額とする。

第2条 議員報酬は、別表に定める額とする。

2～6 略

2～6 略

（費用弁償）

（費用弁償）

第3条 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、宿泊費の上限額並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額については、別表に定める額とする。

第3条 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、宿泊費の上限額並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額については、別表に定める額とする。

2～5 略

2～5 略

新

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
指定都市	甲地方					乙地方	丙地方		
議会の議長	970,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（1夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の一の表宿泊手当（1夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（1夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（1夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
議会の副議長	880,000円								
議会の議員	830,000円								

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
指定都市	甲地方					乙地方	丙地方		
議会の議長	900,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（1夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の一の表宿泊手当（1夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（1夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（1夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
議会の副議長	820,000円								
議会の議員	770,000円								

新 旧 対 照 表

旧 (令和8年4月1日時点)

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(抜粋)

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(抜粋)

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額112,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。

2～5 略

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。

2～5 略

新

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費				
		外国旅行雑費（1日につき）				
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教育委員会委員	月額 <u>194,000円</u>	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	
公安委員会及び人事委員会	委員長					月額 <u>224,000円</u>
	委員					月額 <u>194,000円</u>
選挙管理委員会	委員長					日額 <u>31,000円</u>
	委員					日額 <u>27,000円</u>
監査委員	月額 <u>224,000円</u>					
労働委員会	会長					日額 <u>31,000円</u>
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員					日額 <u>27,000円</u>
収用委員会	会長					日額 <u>31,000円</u>
	委員及び予備委員					日額 <u>27,000円</u>
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会	会長					日額 <u>31,000円</u>
	委員及び専門委員					日額 <u>27,000円</u>

旧

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費				
		外国旅行雑費（1日につき）				
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教育委員会委員	月額 <u>180,000円</u>	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	
公安委員会及び人事委員会	委員長					月額 <u>208,000円</u>
	委員					月額 <u>180,000円</u>
選挙管理委員会	委員長					日額 <u>29,000円</u>
	委員					日額 <u>25,000円</u>
監査委員	月額 <u>208,000円</u>					
労働委員会	会長					日額 <u>29,000円</u>
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員					日額 <u>25,000円</u>
収用委員会	会長					日額 <u>29,000円</u>
	委員及び予備委員					日額 <u>25,000円</u>
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	会長					日額 <u>29,000円</u>
	委員及び専門委員					日額 <u>25,000円</u>

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	報酬
専門委員	日額 <u>10,300円</u> 以内で知事が定める額
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額 <u>9,700円</u> 以内で規則で定める額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医	
略	略

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬
統計調査員	日額 <u>12,900円</u> 以内
男女共同参画苦情調整委員	（月額で報酬額を定める者にあつては、
土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3に規定するあっせん委員及び同法第15条の8に規定する仲裁委員	月額 <u>258,000円</u> 以内）で任命権者が知

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	報酬
専門委員	日額 <u>9,600円</u> 以内で知事が定める額
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額 <u>9,000円</u> 以内で規則で定める額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医	
略	略

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬
統計調査員	日額 <u>12,000円</u> 以内
男女共同参画苦情調整委員	（月額で報酬額を定める者にあつては、
土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3に規定するあっせん委員及び同法第15条の8に規定する仲裁委員	月額 <u>240,000円</u> 以内）で任命権者が知

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第65条第1項に規定する評価員	事と協議して定める額	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第65条第1項に規定する評価員	事と協議して定める額
労働委員会のおっせん員		労働委員会のおっせん員	

新 旧 対 照 表

新

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」とあるのは「100分の167.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 略

第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、宿泊費の上限額（着後滞在費の額のうち宿泊費に相当する額及び家族移転費の額のうち着後滞在費（宿泊費に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。）並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額については、別表第1に定める額とする。

2～5 略

対

照

表

旧 （令和8年4月1日時点）

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」とあるのは「100分の167.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 略

第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、宿泊費の上限額（着後滞在費の額のうち宿泊費に相当する額及び家族移転費の額のうち着後滞在費（宿泊費に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。）並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額については、別表第1に定める額とする。

2～5 略

新

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
指定都市	甲地方					乙地方	丙地方		
知事	1,310,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和	省令別表第三の一	省令別表第二の二の表区分	省令別表第三の二の表区	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
副知事	1,010,000円	25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額	欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額				

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
指定都市	甲地方					乙地方	丙地方		
知事	1,220,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和	省令別表第三の一	省令別表第二の二の表区分	省令別表第三の二の表区	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
副知事	940,000円	25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額	欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額				

別表第2（第2条関係）

区分	給料（月額）
公営企業局長	一般職の職員行政職7級から9級までの職務にある者の例により知事が定める額
人事委員会委員	<u>656,000円</u>
監査委員	<u>656,000円</u>
教育長	<u>840,000円</u>

別表第2（第2条関係）

区分	給料（月額）
公営企業局長	一般職の職員行政職7級から9級までの職務にある者の例により知事が定める額
人事委員会委員	<u>610,000円</u>
監査委員	<u>610,000円</u>
教育長	<u>780,000円</u>

新 旧 対 照 表  
新 旧

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（抜粋）

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（抜粋）

（報酬の額及び支給方法）

（報酬の額及び支給方法）

第2条 次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める額の報酬を職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条第1項において「一般職の職員」という。）の例により支給する。

第2条 次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める額の報酬を職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条第1項において「一般職の職員」という。）の例により支給する。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

(3) 前条第2項第7号及び第8号に掲げる参考人 日額6,500円

(3) 前条第2項第7号及び第8号に掲げる参考人 日額6,000円

(4)・(5) 略

(4)・(5) 略

# 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案について

## 1 条例改正の目的

この条例は、高知県特別職報酬等審議会の答申等(※1)を踏まえ、高知県議会議員の議員報酬の額、**地方自治法第203条の2第1項に規定する者の報酬の額**、出頭者、鑑定人等に支給する報酬の額並びに**知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料の額**を改定しようとするもの

教育委員、附属機関の委員等

教育長

<答申結果※1>  
特別職の報酬等月額について、  
3(1)のとおり引上げ改定を行うことが適当

## 2 対象条例

- (1) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (2) 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例
- (4) 知事等の給与、旅費等に関する条例

## 3 改正内容

### (1) 特別職報酬等審議会の審議対象の特別職 【2(1)、(4)関係】

⇒ R8.2.9 特別職報酬等審議会の答申による改正（現行額にH22～R7までの幹部職員(部長級)の給料月額改定率7.52%を乗じて算定）

(単位：千円)

	現行	改定後	増減額	改定率
知 事	1,220	<b>1,310</b>	90	7.38%
副 知 事	940	<b>1,010</b>	70	7.45%
教 育 長	780	<b>840</b>	60	7.69%
議 長	900	<b>970</b>	70	7.78%
副 議 長	820	<b>880</b>	60	7.32%
議 員	770	<b>830</b>	60	7.79%

平均改定率

7.55%

### (2) 同審議会の審議対象外の特別職(常勤) 【2(4)関係】

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

(単位：千円)

	現行	改定後	増減額	改定率
人事委員会委員、監査委員	610	<b>656</b>	46	7.54%

### (3) 地方自治法第203条の2委員(非常勤の特別職)【2(2)関係】

#### (別表第1関係)

##### ア 月額報酬

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

(単位：千円)

		現行	改定後	増減額
委員長	公安委員会、人事委員会の委員長及び監査委員※	208	<b>224</b>	16
委員	教育委員会、公安委員会、人事委員会の委員	180	<b>194</b>	14

※議会の議員の中から専任された監査委員については、  
非常勤の監査委員の報酬額の1/2 (224千円×1/2 = **112千円**)

##### イ 日額報酬

⇒ 委員長：(2)の常勤の監査委員の給料月額を1月あたり実勤務日数(21日)で割り戻した額

⇒ 委員：委員長の報酬額に、月額報酬の委員長に対する委員の報酬の割合(194/224)を乗じて算定

(単位：千円)

		現行	改定後	増減額
委員長、会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会の委員長</li> <li>労働委員会の会長</li> <li>収用委員会の会長</li> <li>海区漁業調整委員会の会長</li> <li>内水面漁場管理委員会の会長</li> </ul>	29	<b>31</b>	2
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会の委員</li> <li>労働委員会の使用者委員、労働者委員、公益委員、特別調整委員</li> <li>収用委員会の委員、予備委員</li> <li>海区漁業調整委員会の委員、専門委員</li> <li>内水面漁場管理委員会の委員、専門委員</li> </ul>	25	<b>27</b>	2

### (別表第2関係)

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

	現行	改定後	増減額
専門委員	日額9,600円以内 で知事が定める額	<b>日額10,300円以内</b> で知事が定める額	700円
附属機関の委員等、 精神保健指定医	日額9,000円以内 で規則で定める額	<b>日額9,700円以内</b> で規則で定める額	700円

### (別表第3関係)

⇒ 現行の報酬額に(1)の特別職平均改定率(7.55%)を乗じて算定

	現行	改定後	増減額
統計調査員			
男女共同参画苦情調整委員			
土地収用法第15条の3に規定するあっせん委員及び同法第15条の8に規定する仲裁委員	日額12,000円以内(月額で報酬額を定める者にあつては、月額240,000円以内)で任命権者が知事と協議して定める額	<b>日額12,900円以内</b> (月額で報酬額を定める者にあつては、 <b>月額258,000円以内</b> )で任命権者が知事と協議して定める額	900円 (18,000円)
土地区画整理法第65条第1項に規定する評価員			
労働委員会のおっせん員			

### (4) 出頭者、鑑定人等【2(3)関係】

⇒ 現行の報酬額に附属機関委員等の改定率(7.78%)を乗じて算定

	現行	改定後	増減額
土地収用法の規定による参考人、鑑定人	日額6,000円	<b>日額6,500円</b>	500円

## 4 施行期日

令和8年4月1日施行